

委託研究実施の公募

1. 国営公園再生可能エネルギー活用実証事業の概要

都市由来の植物廃材（以下、都市バイオマスという。）に適応した小規模ガス化発電技術の開発に向け、都市バイオマスが局所的かつ大量に発生する国営公園において、都市バイオマスを活用した小規模ガス化発電技術の構築に資するよう、国営公園及びその近隣の公共施設における都市バイオマスの発生状況や、国営公園内で発生する都市バイオマスの特性を把握し、これらを踏まえ、かつ災害時の利用も念頭において小規模ガス化発電技術の仕様を検討し、実験室規模での実証実験によって、検討した仕様の検証を行うことを目的とした研究である。

2. 事業の内容

国営公園及びその近隣の公共施設における都市バイオマスの発生状況を把握するとともに、国営公園から発生する都市バイオマスの物性調査（化学分析、工業分析等）を行い、得られた知見やデータを取りまとめる。

取りまとめたデータを踏まえ、国営公園で発生する都市バイオマスをエネルギー利用するための小規模ガス化発電技術の仕様を検討し、その技術について実験室規模での実証実験を行い、性能（冷ガス効率、発電効率等）や課題（イニシャルコスト、CO₂ 排出量等）などを検証する。

また、この検証結果を踏まえ、国営公園で発生する都市バイオマスのエネルギー利用に適した小規模ガス化発電技術の仕様を取りまとめる。

なお、対象とする小規模ガス化発電技術は、前処理、ガス化、発電及び副産物の低減を含む一連の技術とし、対象とする国営公園は国営昭和記念公園又は国営みちのく杜の湖畔公園とする。

3. 成果品

①報告書（A4判） 3部

②評価書（A4判） 3部

製本したものと併せて、電子情報を提出するものとする。

4. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～平成 25 年 3 月 15 日（金）

5. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは以下の①～⑦のいずれかの機関等である。

- ①大学等の研究機関
- ②地方公共団体の研究機関
- ③高速道路株式会社、日本下水道事業団、研究を目的に持つ独立行政法人
- ④研究を目的に持つ特例社団・財団法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- ⑤民間研究機関（研究業務を行っている機関）
- ⑥その他、特に都市局長が委託研究を実施することが適当であると認めた法人又は個人
- ⑦①～⑥の要件を満たす複数の機関または研究者からなる共同研究体

のいずれかに該当し、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること、国土交通省から指名停止を受けている期間中ではないこと、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととする。

⑦に該当する者は、応募書類提出時まで共同研究体協定書を締結する必要がある。

また、配置予定の代表者に対する要件は、以下のとおりとする。

・代表者に必要とされる類似業務の実績

代表者は、下記に示す類似業務について、1 件以上の実績を有する者とする。

類似業務：バイオマスガス化発電に関する計画、設計、施工、維持管理又は調査研究

6. 応募要領

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省都市局公園緑地・景観課国営公園整備係 石川

電 話：03-5253-8111（内線 32943）

F A X：03-5253-1593

E-mail：ishikawa-h8312@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成 24 年 5 月 16 日から平成 24 年 6 月 22 日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子メール

説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 説明書に関する質問の方法

- ① 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4版）により上記担当部局に行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：平成24年5月16日（水）10時より

平成24年6月8日（金）18時00分まで

- ② 質問に対する回答は、質問を受理した日から10日間（休日を含まない。）以内に、質問者及び質問者以外の全ての参加者に対して電送又は電子メールにより行う。

(4) 応募書類の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限：平成24年6月25日（月）18:00（必着）

- ② 場 所：上記担当部局

- ③ 方 法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は2部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

(5) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会は実施しない。

(6) 応募書類に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出された応募書類について、必要に応じヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、必要に応じ事前に応募者に通知する。

(7) 応募書類

応募に当たっては指定した様式を用い、日本語で作成し提出すること。

指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めない。また、文字の大きさについても読みやすい大きさとする。

(8) 添付書類

添付書類として次のものを提出すること。

- ① 応募者の会社定款（共同研究体の場合は全ての者）

- ② 過去の類似研究の説明資料（研究担当者の過去の研究成果の中で今回の研究内容と類似したものがある場合には、その説明資料、様式自由、各技術1ページ以内）

(9) 提出部数

応募書類等の部数は以下のとおりとする。

- ①応募書類 正：1部、副（写し）：1部、電子ファイル（PDF版）：1部
- ②添付書類 1部、電子ファイル（PDA版）：1部

(10) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本説明書の要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できない。

(11) 秘密の保持

応募書類は実施事業の選定のためにのみ利用し、公表しない。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがある。

(12) 注意事項

応募にあたっては、下記の事項に注意すること。

- ①同一の技術・規模で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の応募は認めない。
- ②同一の研究機関等が同一の内容で 2 に示す国営公園の両方に重複して応募することはできない。
- ③本公募への応募にあたっては、実証事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保すること。
- ④応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とする。
- ⑤提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に利用することはしない。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日、法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。選定しなかった事業に係る応募書類等は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- ⑥応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めない。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めない。
- ⑦応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できないものとする。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、国土交通省の了解を得て、同等以上の者を配置するものとする。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 詳細は説明書による。
- (5) 応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行う。
- (6) 選定された者は、有識者委員会における審査の結果、選定されたものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 5.については、契約を締結するまで要件を満たしているものとする。